

人事行政の運営等の状況について

職員の任免及び職員数

○採用者および退職者の状況

(平成29年4月1日 から 平成30年3月31日)

区分	採用者数	退職者数
事務職	5	4
技術職	9	11

(注) 退職は、自己都合退職、定年退職、普通退職、勸奨退職、懲戒免職、死亡退職などがあります。

○部門別職員数の状況

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数
		平成29年	平成30年	
一般行政部門	議会	3	3	
	総務企画	35	35	
	税務	9	9	
	民生	39	37	△ 2
	衛生	13	13	
	農林水産	23	18	△ 5
	商工	3	5	2
	土木	14	14	
	小計	139	134	△ 5
特別行政部門	教育	26	26	
	小計	26	26	
公営企業等 会計部門	病院	60	58	△ 2
	水道	2	5	3
	下水道	4	4	
	その他	45	46	1
	小計	111	113	2
合計		276	273	△ 3

(注) 職員数は一般職に属する職員数で臨時非常勤職員は除いています。

○定員適正化計画の年次別進捗状況

(各年4月1日現在)

	27年 計画始期	28年 1年目	29年 2年目	30年 3年目	31年 4年目	32年 5年目
職員数	267	275	276	273		
対27年増減数	—	8	9	6		

○一般行政職の級別職員数

(平成30年4月1日現在)

区分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
標準的な職務	主事の職務	主事の職務	主任の職務	係長の職務	課長補佐の職務	課長の職務
職員数(人)	22	9	27	45	13	18
構成比(%)	16.4	6.7	20.1	33.6	9.7	13.4

職員の人事評価の状況

平成28年度から全職員を対象に人事評価を実施しています。

職員個々の能力や実績を把握して、人事管理の基礎資料とすることにより、職員の人材育成と公務能率の向上につなげ、行政サービスの向上を図ることを目的としています。

評価の手法は、職務遂行過程で発揮した能力を評価する「能力評価」と、目標管理により組織の活性化や職員の能力開発の促進を目的とした「業績評価」により行います。

職員給与の状況

○職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29 年度	人 154	千円 586,576	千円 121,544	千円 219,029	千円 927,149	千円 6,020

○一般行政職の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成30年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
41.0 歳	308,700 円	360,889 円

○一般行政職の初任給

(平成30年4月1日現在)

区 分	大学卒	高校卒
一般行政職	179,200 円	147,100 円

○職員手当の状況

(平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価
期末勤勉手当	(平成30年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.8 月分
扶 養 手 当	職員の配偶者や子など他に生計の途がなく、職員が扶養している場合に支給 配偶者6,500円、子10,000円、配偶者・子以外の扶養親族1人につき6,500円
住 居 手 当	自己所有及び自ら居住するための住宅を借り受けて家賃を負担している場合に支給
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上、2,000円から20,000円
そ の 他	管理職手当、時間外勤務手当、寒冷地手当など

○退職手当の支給率(国と同じ) (平成30年4月1日現在)

区分	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分

○特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

区分		給料・報酬月額	期末手当
給料	町 長	816,300 円	(平成30年度支給割合)
	副 町 長	677,500 円	3.5 月分
	教 育 長	612,000 円	
報酬	議 長	300,000 円	(平成30年度支給割合)
	副 議 長	240,000 円	4.4 月分
	議 員	190,000 円	

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

○勤務時間の状況

区分	内容
1日の勤務時間	午前8時45分から午後5時30分まで
1週間の勤務時間	38時間45分
週休日	日曜日及び土曜日

(注) 業務によってはこれと異なる勤務形態あり。

○休暇等

区分	内容
年次有給休暇	1年度に20日、20日以内の残日数を翌年度に繰り越すことができる
病気休暇	負傷または疾病のため療養に必要と認める期間
特別休暇	産前産後休暇、忌引休暇、結婚の休暇、子の看護休暇など
介護休暇	配偶者・父母・子・配偶者の父母などの介護を行う場合

職員の休業に関する状況

○育児休業の取得状況

	平成29年度の取得者数			平成29年度中に新たに取得可能となった職員			
	育児休業	部分休業	育児短時間勤務	育児休業等対象者数	うち育児休業取得者数	うち部分休業取得者数	うち育児短時間勤務取得者数
男性職員				3			
女性職員	6 1			6	5		
計	6 1			9	5		

(注) 上段は平成28年度に新たに育児休業等と取得した者、下段は平成27年度以前から引き続き取得している者の数。

職員の分限及び懲戒処分の状況

区分	内容	平成29年度の状況
分限	勤務実績がよくない場合や心身の故障のため職務遂行に支障がある場合、長期の休養を要する場合、刑事事件に関し起訴された場合等職責が十分に果たすことが出来ないと認められる場合に任命権者が本来の権限に基づき公務能率の観点から行う処分で免職・休職・降任・降給の4種類があります。	休職 1人
懲戒	法令違反、職務上の義務違反、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に科す行政上の制裁で戒告・減給・停職・免職の4種類があります。	戒告 6人

職員のサービスの状況

地方公務員法により、職員は全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければならないと定められており、法令等に従う義務、秘密を守る義務、職務に専念する義務等各種の義務が課せられています。

職員の研修の状況

多様化する行政需要に的確に対応するため自ら考え解決する職員の能力、社会状況の変化、分権型社会へのながれ、厳しさを増す財政状況等に対応し、様々な課題に的確に対処し一層住民の信頼と期待に応えるため職員の資質、知識、技術の向上を図るため各種研修を実施しています。

市町村研修センター派遣 6人、専門研修 9人、町村会研修 25人、職場研修等 延 210人
その他一般教養等研修 11人

職員の福祉及び利益の保護の状況

● 福利厚生状況

区分	実施主体	内容
職員の福利厚生	北海道市町村職員共済組合	短期給付、長期給付、福祉事業等を実施
	北海道市町村職員福祉協会	医療給付、福利厚生事業、貸付事業等を実施
	町	健康診断、健康増進事業、職員住宅
公務災害	地方公務員災害補償基金	職員が公務上の災害や通勤途上での災害を受けた場合は災害補償制度が適用されます

● 互助会に対する公費負担状況

(平成29年度)

互助会名	公費負担額	会員数	一人当たりの公費負担額	公費負担率
北海道市町村職員福祉協会	757,642 円	272 人	2,787 円	15.4 %

※北海道市町村職員福祉協会の詳しい事業内容については、福祉協会のホームページをご覧ください。

公平委員会への不服申立等の状況

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件
不利益処分に関する不服申立の状況	0 件